

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険法等の改正により、次に示す5つの条件を満たす短時間労働者については、平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の適用拡大の対象となります。

＜適用拡大の5要件＞

- ① 501人以上の企業に勤めていること
- ② 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ③ 賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上であること
- ④ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ⑤ 学生でないこと

5つの条件のうち①「501人以上の企業に勤めていること」については、現在の基準で厚生年金保険の被保険者となっている者の人数で判断しますが、その際は、現在の適用事業所を単位としてではなく次に示す単位で適用事業所を括り、括られた範囲内の各適用事業所の人数を合計して判断することとしています。

①「501人以上の企業に勤めていること」の適用の単位

法人事業所	法人登記（会社法人等番号）単位
個人事業所	適用事業所単位
国・地方公共団体	各省各庁、各地方公共団体単位
私学共済	法人登記（会社法人等番号）単位

会社法人等番号などのご確認をお願いします

上記のことなどから、「適用事業所の会社法人等番号」、「個人・法人等区分」、「本・支店区分」、「内・外国区分」（以下「会社法人等番号等」という。）を確認する必要があります。平成27年度の算定基礎届（総括表）に日本年金機構が把握している会社法人等番号等を記載し送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に誤りがある場合は、「訂正後欄」に必要事項を記入してください。

- 【会社法人等番号の追記・訂正を行う必要がある場合】
- 法人（商業）登記簿謄本等の会社法人等番号が確認できるコピーを添付してください。
- なお、算定基礎届（総括表）が未提出の場合や法人（商業）登記簿謄本等のコピーが添付されていなかった場合は、後日、別途勧奨することがあります。
- ※ 個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、会社法人等番号は記載の必要はありません。
- ※ 私立学校教職員共済制度へご加入の事業所の場合は、加入していることが確認できるもののコピーを添付してください。

※下記の①から④に印字されている区分・会社法人等番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「訂正後」の⑤から⑧の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは会社法人等番号を記入してください。個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ会社法人等番号を記入した場合は、法人（商業）登記簿謄本等のコピーを添付してください。

①個人・法人等区分	① 9	※1. 法人、2. 個人、3. 国・地方公共団体、4. 私学共済	⑤ 1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体 4. 私学共済
②会社法人等番号	9999999999999999		⑥
③本・支店区分	③ 9	※1. 本店、2. 支店	⑦ 1. 本店 2. 支店
④内・外国区分	④ 9	※1. 内国法人、2. 外国法人	⑧ 1. 内国法人 2. 外国法人

※左側の①～④に印字されている会社法人等番号等を確認のうえ、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、右側の「訂正後」の⑤～⑧の各欄について、必要事項を記入してください。

※個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。